

前 金	部 分 払
有	—

令 和 4 年 度

水安水施 第1－1号

芸濃南山配水池ほか2配水池耐震二次診断業務に伴う地質調査業務委託設計書

委 託 仕 様 は 特 記 以 外 は 三 重 県 業 務 委 託 共 通 仕 様 書
及 び 監 督 員 の 指 示 に よ る 。

津市上下水道事業局

安 芸 事 業 所

令和4年度	水安水施 第1-1号	業 務 委 託 設 計 書	
委託場所	津市 芸濃町雲林院ほか2町 地内	所 長	
		検 算 者	
委 託 名	芸濃南山配水池ほか2配水池耐震二次診断業務に伴う地質調査業務委託	担当主幹	
		担当副主幹	
設 計 額	(うち消費税等相当額 ¥)	担 当	
		設 計 者	
履行期限	令和 4年11月11日限り		
支出科目	款	資本的支出	
	項	建設改良費	
	目	配水及び給水施設費	
業 務 委 託 の 大 要			
1 地質調査 機械ボーリング 3 箇所			

位置図

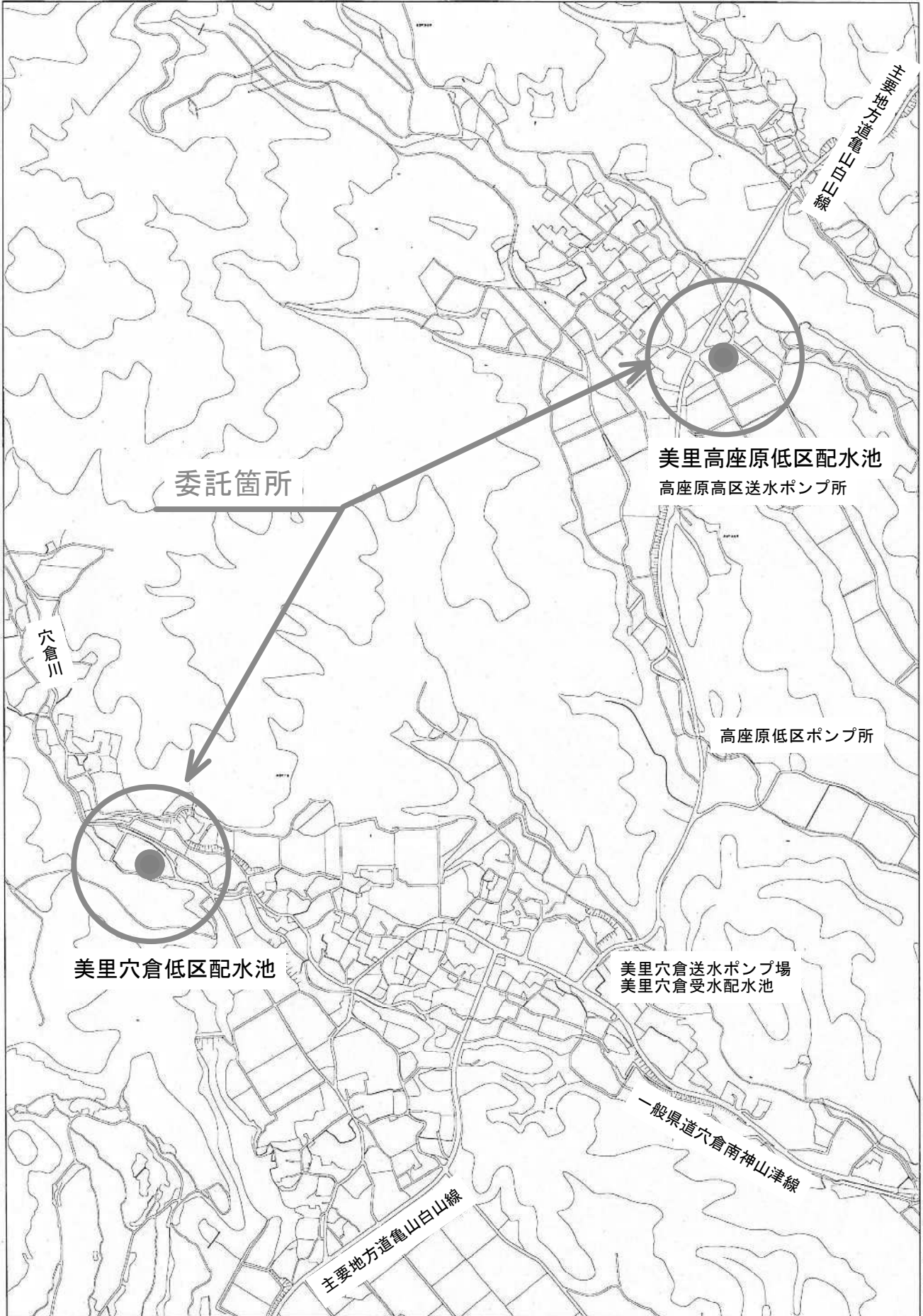
1:10000



0 100 200 300 400 500m

位置図

1:10000



0 100 200 300 400 500m

業務数量総括表

		業務名		地質調査業務		当初		業 種		地質調査業務（一般調査）	
		項目		項目		数量		数量		数量増減	
項目・工種・種別・細別		規格		単位		前回数量		今回数量		摘要	
一般調査				式				1			
直接調査費				式				1			
機械ボーリング				式				1			
土質ボーリング（ノンコアボーリング）		地質粘性土・シルト；せん孔深度50m以下 [1.00]；せん孔方向鉛直下方 [1.00]；孔径φ66mm		m				1			
土質ボーリング（ノンコアボーリング）		地質砂・砂質土；せん孔深度50m以下 [1.00]；せん孔方向鉛直下方 [1.00]；孔径φ66mm		m				5			
土質ボーリング（ノンコアボーリング）		地質礫混じり土砂；せん孔深度50m以下 [1.00]；せん孔方向鉛直下方 [1.00]；孔径φ66mm		m				8			
土質ボーリング（ノンコアボーリング）		地質玉石混じり土砂；せん孔深度50m以下 [1.00]；せん孔方向鉛直下方 [1.00]；孔径φ66mm		m				5			
土質ボーリング（ノンコアボーリング）		地質固結シルト・固結粘土；せん孔深度50m以下 [1.00]；せん孔方向鉛直下方 [1.00]；孔径φ66mm		m				3			

業務数量総括表

		業務名		地質調査業務		当初		業 種		地質調査業務（一般調査）	
								項 目		一般調査	
項目・工種・種別・細別				規格		単位	前回数量	今回数量	数量増減		摘要
岩盤ボーリング（オールコアボーリング）)				地質軟岩; せん孔深度50m以下 [1. 00] ; せん孔方向鉛直下方 [1. 00] ; 孔径φ 66mm		m		8			
サウンディング及び原位置試験						式		1			
標準貫入試験				地質粘性土・シルト		回		1			
標準貫入試験				地質砂・砂質土		回		5			
標準貫入試験				地質礫混じり土砂		回		8			
標準貫入試験				地質玉石混じり土砂		回		5			
標準貫入試験				地質固結シルト・固結粘土		回		3			
標準貫入試験				地質軟岩		回		8			

業務数量総括表

		地質調査業務		当初		業 種		地質調査業務（一般調査）	
		業務名				項 目			
項目・工種・種別・細別		地質調査業務		単位		今回数量		数量増減	
規格		規格		単位		前回数量		数量増減	
項目・工種・種別・細別		規格		単位		今回数量		数量増減	
孔内載荷試験		規格		単位		今回数量		数量増減	
室内土質試験		規格		単位		今回数量		数量増減	
間接調査費		規格		単位		今回数量		数量増減	
運搬費		規格		単位		今回数量		数量増減	
運搬費		規格		単位		今回数量		数量増減	
準備費		規格		単位		今回数量		数量増減	
準備及び跡片付け		規格		単位		今回数量		数量増減	
調査孔閉塞		規格		単位		今回数量		数量増減	

業務数量総括表

		業務名		地質調査業務		当初		業 種		地質調査業務（一般調査）							
		項目・工種・種別・細別				単位		前回数量		今回数量		項 目		一般調査			
仮設費						規格				式		1		数量増減		摘要	
足場仮設										式		1					
純調査費										式		1					
間接費										式		1					
諸経費										式		1					
一般調査業務価格										式		1					
解析等調査										式		1					
直接業務費										式		1					

業務数量総括表

		業務名		地質調査業務		当初		業 種		地質調査業務（解析等調査）							
		項目・工種・種別・細別		規格		単位		前回数量		今回数量		項 目		数量増減		摘要	
解析等調査						式				1							
解析等調査				土質ボーリング本数3本; 試験種目数0 ～3種 [1.00]		式				1							
共通						式				1							
共通						式				1							
打合せ等						式				1							
打合せ						業務				1							
直接原価						式				1							
その他原価						式				1							

業務数量総括表

	業務名	地質調査業務	当初				業 種		解析等地質調査業務	
			項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	項 目	業務原価	摘要
業務原価										
					式		1			
一般管理費等					式		1			
解析等調査業務価格					式		1			
業務価格					式		1			
消費税相当額					式		1			
業務費計					式		1			

作業日数計算

名 称	種 別 ・ 細 別	作業能率	実施数量	作業日数	摘 要
作業日数の算出	ボーリング(φ66)、粘土・シルト	m/日	1.00		
	ボーリング(φ66)、砂・砂質土	m/日	5.00		
	ボーリング(φ66)、礫混り土砂	m/日	8.00		
	ボーリング(φ66)、固結シルト	m/日	5.00		
	ボーリング(φ66)、玉石混り土砂	m/日	3.00		
	ボーリング(φ66)、軟岩	m/日	—		
	ボーリング(φ66)、中硬岩	m/日	—		
	標準貫入試験、粘土・シルト	回/日	1.00		
	標準貫入試験、砂・砂質土	回/日	5.00		
	標準貫入試験、礫混り土砂	回/日	8.00		
	標準貫入試験、固結シルト	回/日	5.00		
	標準貫入試験、玉石混り土砂	回/日	3.00		
	標準貫入試験、軟岩	回/日	8.00		
	モノレール運搬、100越～500m以下	t/日	—		
	モノレール架設、100越～500m以下	箇所/日	—		
	モノレール撤去、100越～500m以下	箇所/日	—		
	搬入路伐採等	m/日	—		
	孔内水平載荷試験、普通	回/日	3.00		
	特装車運搬、100m以下	t/日	—		
	仮設費、平坦地足場	箇所/日	3.00		
	準備費、準備及び後片づけ	業務/日	1.00		
合計作業日数					
整理					日

ボーリング調査数量表

孔番	掘進長 (m) (φ66mm ノンコア)								室内土質試験 (試料)							
	粘土・シルト	砂・砂質土	礫混り土砂	玉石混り土砂	固結シルト	軟岩	中硬岩	計	土粒子の密度	粒度シルト	粒度砂	液性限界	塑性限界	含水比試験	計	
No. 1 (南山)	0.00	1.00	3.00	2.00	0.00	4.00	—	10.00	2	—	2	2	2	2	2	10
No. 2 (穴倉)	0.00	1.00	2.00	3.00	0.00	4.00	—	10.00	2	—	2	2	2	2	2	10
No. 3 (高座原)	1.00	3.00	3.00	0.00	3.00	0.00	—	10.00	2	2	2	2	2	2	2	12
計	1.00	5.00	8.00	5.00	3.00	8.00	0.00	30.00	6	2	6	6	6	6	6	32

孔番	標準貫入試験 (回)							原位置試験	現場内小運搬	搬入	仮設条件	
	粘土・シルト	砂・砂質土	礫混り土砂	玉石混り土砂	固結シルト	軟岩	計	孔内水平載荷試験	人肩	モノレール	クレーン	平坦地 傾斜地
No. 1 (南山)	0	1	3	2	0	4	10	1	—	—	—	1 0
No. 2 (穴倉)	0	1	2	3	0	4	10	1	—	—	—	1 0
No. 3 (高座原)	1	3	3	0	3	0	10	1	—	—	—	1 0
計	1	5	8	5	3	8	30	3	0	0	0	3 —

特 記 仕 様 書

1 業務の実施

本業務実施については、本契約書、仕様書及び三重県業務委託共通仕様書に準拠して行うものとし、また、監督員と十分協議し、その指示に従い履行しなければならない。

2 協議・打合せ等

受注者は、業務着手時及び成果品納入時（成果品案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおいては打合せを行い、議事録をその都度作成し、監督員に提出しなければならない。

3 納品及び検査

成果品は、作業ごとに十分点検を行い、取りまとめて監督員に提出し、受注者立会のうえ、発注者の検査を受けなければならない。

受注者は、業務完了後または引き渡し後において、受注者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他の措置を講じなければならない。

4 業務カルテ作成、登録に関する事項

受注金額が100万円以上の業務について、業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注、変更、完成、及び訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた上、15日以内に登録機関に登録しなければならない。

また、変更契約により受注金額が100万円を超えた場合にも残り工期日数に関係なく「業務カルテ」を作成し登録しなければならない。

5 前金支払いに関する事項

業務請負金額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、津市上下水道事業局が必要と認めたときは、契約金額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

6 疑義

受注者は、設計図書に記載された事項の解釈について疑義を生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従わなければならない。

特記仕様書（地質・土質調査条件一覧表）

No.1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用図書	☒ 設計業務等委託契約書 ☒ 地質・土質調査業務共通仕様書（三重県）【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定 年 月） ☐ その他（ ）
イ 業務計画等	☒ 契約締結後 日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他（ ）
ウ 成果の提出	☐ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和3年7月改訂】によるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☒ 3部 ☐ （ ）部）とする。 ※コアの提出要否（原則提出） ☒ 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） ☐ 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 ☐ 地盤情報データベースの登録の必要あり。 （検定及び登録機関：一般財団法人国土地盤情報センター（ https://ngic.or.jp/ ）） 検定料金は、（ ☐ A検定 ☐ B検定 ）により費用を計上。 ※受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。 ☒ その他（電子媒体でも提出すること。ただし、その仕様については監督員の指示による。）
エ 工程関係	☒ 別途業務との工程調整の必要あり（芸濃南山配水池ほか2配水池耐震二次診断業務委託） ☐ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） ☐ その他（ ）
オ 資料の貸与	☒ 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。 施設の竣工図等
カ 業務条件	☒ 業務条件は下記のとおりとする。 別途協議による。 ☒ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。
キ その他	☒ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 ☐ 支援技術者 1. 本業務は現場における現場技術業務を〔例示一（公財）三重県建設技術センター〕に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、設計業務等委託契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾又は回答、協議等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本業務を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者： ☒ その他 調査深度については、地質の調査結果により増減する場合がある。

（注）

- 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和3年11月

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあつては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記の内容について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関からは正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を図るものとする。 1 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。 3 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。 4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。 5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。 6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、履行条件、履行方法等に変更の必要があると認めるときは、津市設計業務等委託契約約款第19条(設計図書等の変更)の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。この場合において必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料の変更の対象とするものとする。